

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について(協議)

甲斐市地域公共交通計画については、国土交通省の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業の支援を受けて作成していることから、同事業実施要領に基づき、協議会（甲斐市地域公共交通会議）自らが事業の評価(自己評価)を行い、その結果を関東運輸局に報告する必要があります。

つきましては、協議資料1「事業評価(案)」及び協議資料2「事業評価構想図(案)」のとおり評価を行い、その結果を報告することについて、甲斐市地域公共交通会議で承認を求めます。

なお、現在も計画は作成中のため、協議資料1及び2は今後実施予定の内容を踏まえて評価をしています。

また、自己評価後は関東運輸局が二次評価を行います。二次評価を実施する際は、評価の客観性・妥当性を担保するため、有識者による第三者委員会において審議を行うこと予めご承知おきください。

(参考) 地域公共交通確保維持改善事業実施要領 (P31 抜粋)**8. 事業評価について****(1) 事業評価の実施****①自己評価 (一次評価)**

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、協議会から地方運輸局に報告するとともに、公表することとする。

(参考) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目 (P1, 2 抜粋)**1. 事業評価の目的**

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

2. 評価項目

事業が適切に実施され、計画等の策定につながるものとなっているか、調査結果を整理し評価する。適切に実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。